



しすいまち  
酒々井町 *Shisui Town*

# 酒々井町公共下水道事業における ウォーターPPP導入の検討に向けた マーケットサウンディングの実施について

令和7年12月

酒々井町上下水道課工務班

# 目次

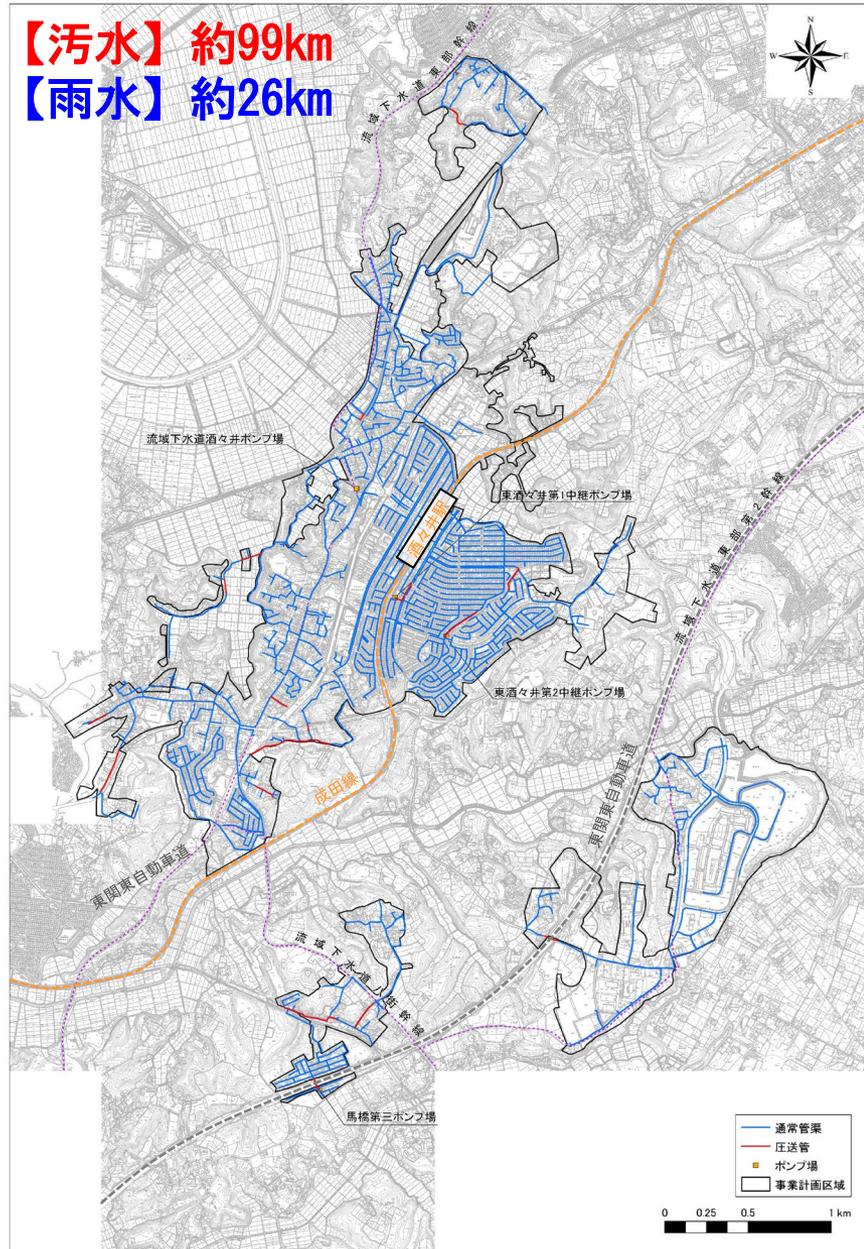
---

1. 酒々井町における下水道事業の概要
2. 酒々井町における下水道事業と課題
3. ウォーターPPPを導入する必要性について
4. 酒々井町の導入検討方針（案）
5. マーケットサウンディング（MS）について
6. 今後のスケジュールについて

# 1. 酒々井町における下水道事業の概要

本町の下水道事業は、印旛沼流域下水道に接続する流域関連公共下水道として発足し、昭和49年度から供用開始しています。

令和6年度末時点では事業区域を約615haまで拡大し、現在も事業継続中です。



# 1. 酒々井町における下水道事業の概要

本町のポンプ場等施設は、汚水中継ポンプ場が3箇所、マンホールポンプ場が19箇所（汚水16箇所＋雨水3箇所）あります。

なお、流域関連公共下水道のため、終末処理場はありません。

分流式汚水中継ポンプ場

| 名称                      | 東酒々井第一中継ポンプ場 | 東酒々井第二中継ポンプ場 | 馬橋第3ポンプ場 |
|-------------------------|--------------|--------------|----------|
| 位置                      | 東酒々井5丁目5-181 | 東酒々井4丁目4-238 | 馬橋238    |
| 下水排除方式                  | 分流式          | 分流式          | 分流式      |
| 既設能力(m <sup>3</sup> /s) | 0.01667      | 0.04233      | 0.00833  |
| 供用開始年月                  | 昭和53年4月      | 昭和53年4月      | 平成15年4月  |

マンホールポンプ場（2次製品及び現場打ち）

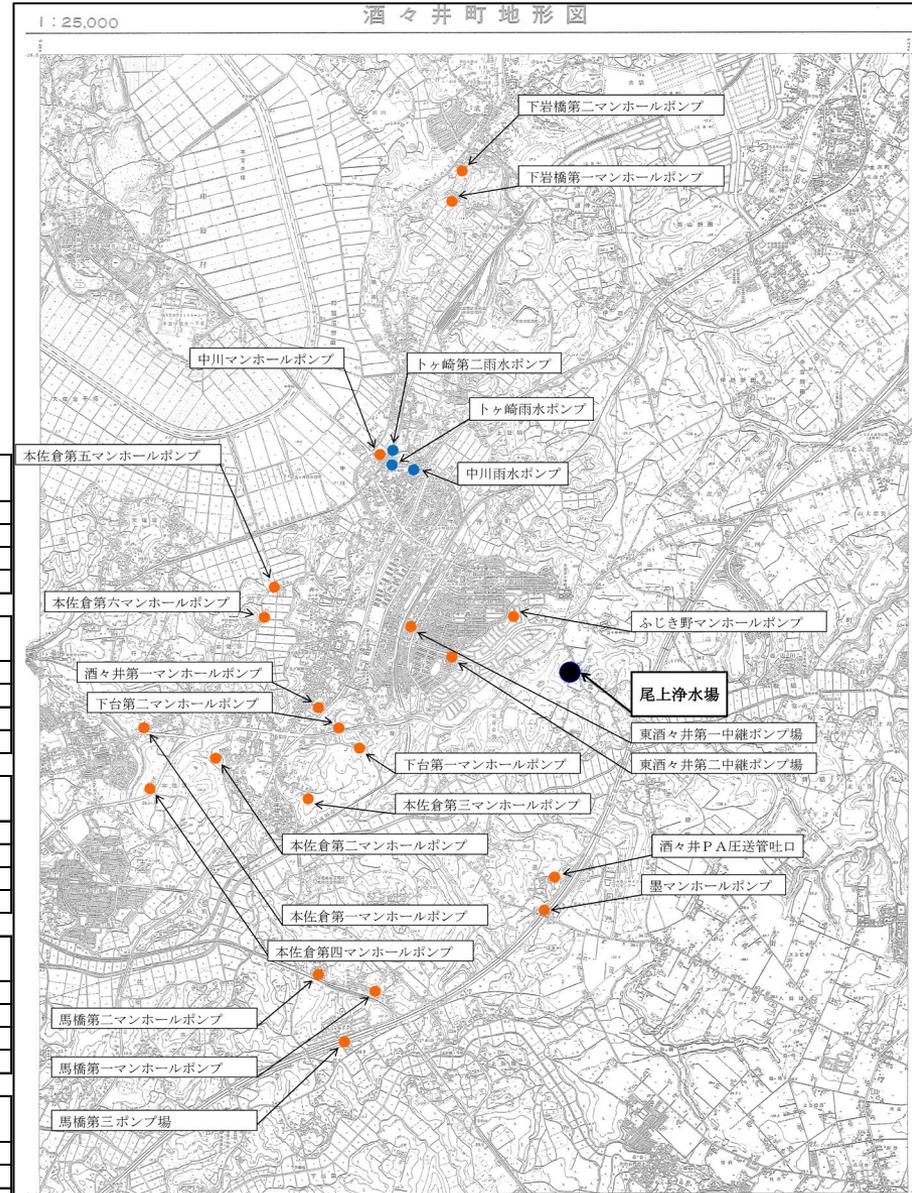
| 名称                      | 上岩橋65-1 | 本佐倉551  | 本佐倉327  | 本佐倉116-2 |
|-------------------------|---------|---------|---------|----------|
| 位置                      | 中川MP    | 本佐倉第1MP | 本佐倉第2MP | 本佐倉第3MP  |
| 下水排除方式                  | 分流式     | 分流式     | 分流式     | 分流式      |
| 既設能力(m <sup>3</sup> /s) | 0.00267 | 0.00267 | 0.0067  | 0.00267  |
| 供用開始年月                  | 平成9年4月  | 平成9年4月  | 平成5年4月  | 平成24年4月  |

| 名称                      | 本佐倉第4MP | 本佐倉第5MP | 本佐倉第6MP | 下岩橋第1MP  |
|-------------------------|---------|---------|---------|----------|
| 位置                      | 本佐倉409  | 酒々井263  | 本佐倉775  | 下岩橋265-3 |
| 下水排除方式                  | 分流式     | 分流式     | 分流式     | 分流式      |
| 既設能力(m <sup>3</sup> /s) | 0.0019  | 0.00267 | 0.00267 | 0.005    |
| 供用開始年月                  | 平成25年4月 | 平成31年4月 | 令和2年4月  | 平成13年4月  |

| 名称                      | 下岩橋第2MP  | 下台第1MP  | 下台第2MP  | 酒々井第1MP |
|-------------------------|----------|---------|---------|---------|
| 位置                      | 下岩橋240-4 | 下台11-1  | 下台197-2 | 下台46    |
| 下水排除方式                  | 分流式      | 分流式     | 分流式     | 分流式     |
| 既設能力(m <sup>3</sup> /s) | 0.0033   | 0.006   | 0.00267 | 0.00267 |
| 供用開始年月                  | 平成14年4月  | 平成17年4月 | 平成5年4月  | 平成21年4月 |

| 名称                      | ふじき野MP    | 墨MP     | 馬橋第1MP  | 馬橋第2MP   |
|-------------------------|-----------|---------|---------|----------|
| 位置                      | ふじき野1-4-1 | 墨1379   | 馬橋572   | 馬橋542-18 |
| 下水排除方式                  | 分流式       | 分流式     | 分流式     | 分流式      |
| 既設能力(m <sup>3</sup> /s) | 0.033     | 0.005   | 0.00467 | 0.00467  |
| 供用開始年月                  | 平成7年4月    | 平成14年4月 | 平成24年4月 | 平成28年4月  |

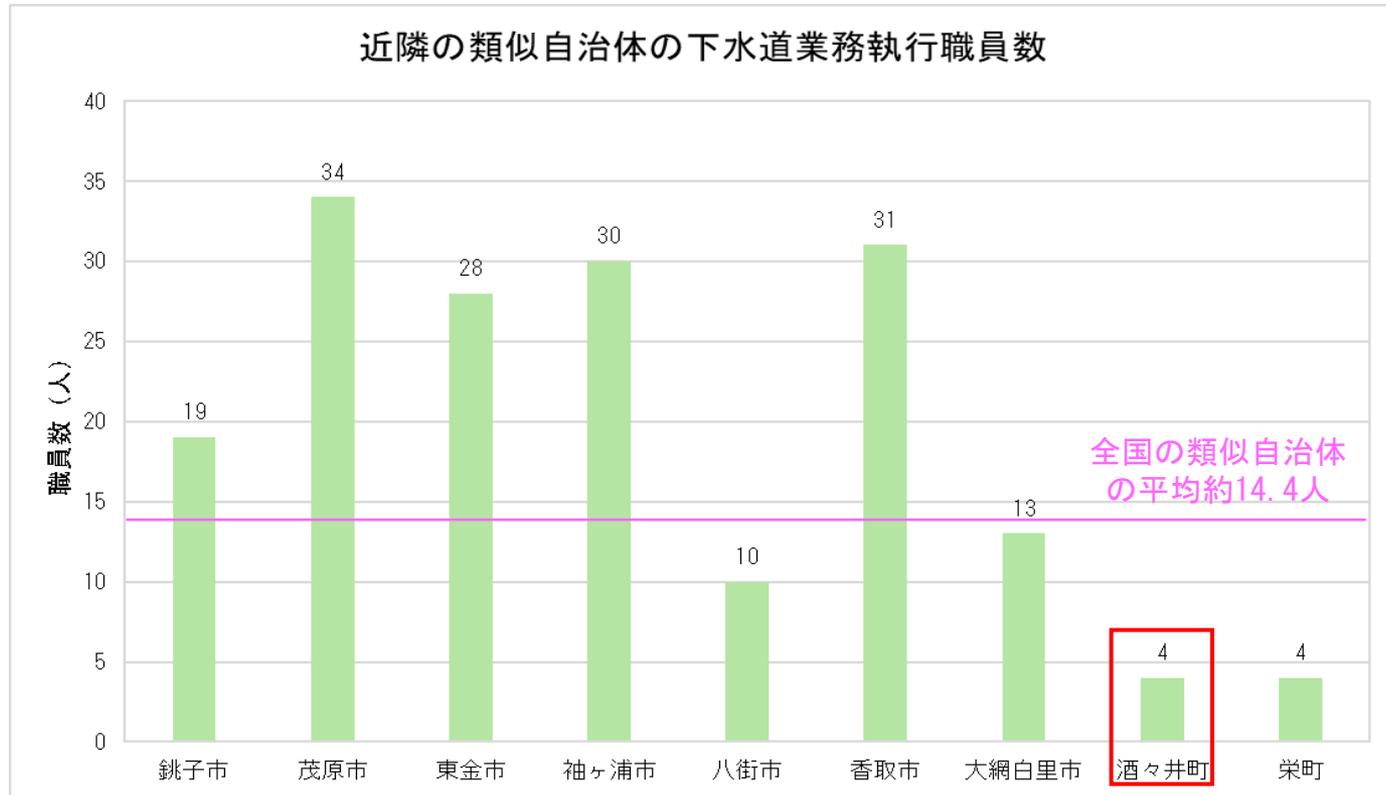
| 名称                      | トケ崎雨水P  | トケ崎第2雨水P | 中川雨水P   |
|-------------------------|---------|----------|---------|
| 位置                      | 上岩橋31-9 | 上岩橋54    | 中川258   |
| 下水排除方式                  | 分流式     | 分流式      | 分流式     |
| 既設能力(m <sup>3</sup> /s) | 0.083   | 0.08     | 0.1     |
| 供用開始年月                  | 平成14年4月 | 平成19年4月  | 平成22年4月 |



## 2. 酒々井町における下水道事業と課題

### ヒト 職員の減少・技術継承

下水道職員は過去5年間に於いて4人体制（技術職員3名、事務職員1名）となっており、全国の類似自治体※の平均約14.4人（令和4年度下水道統計）と比べると職員は少ない状況です。今後は改築・更新需要が増大すると想定されるため、職員数の確保や技術継承がより一層重要となります。



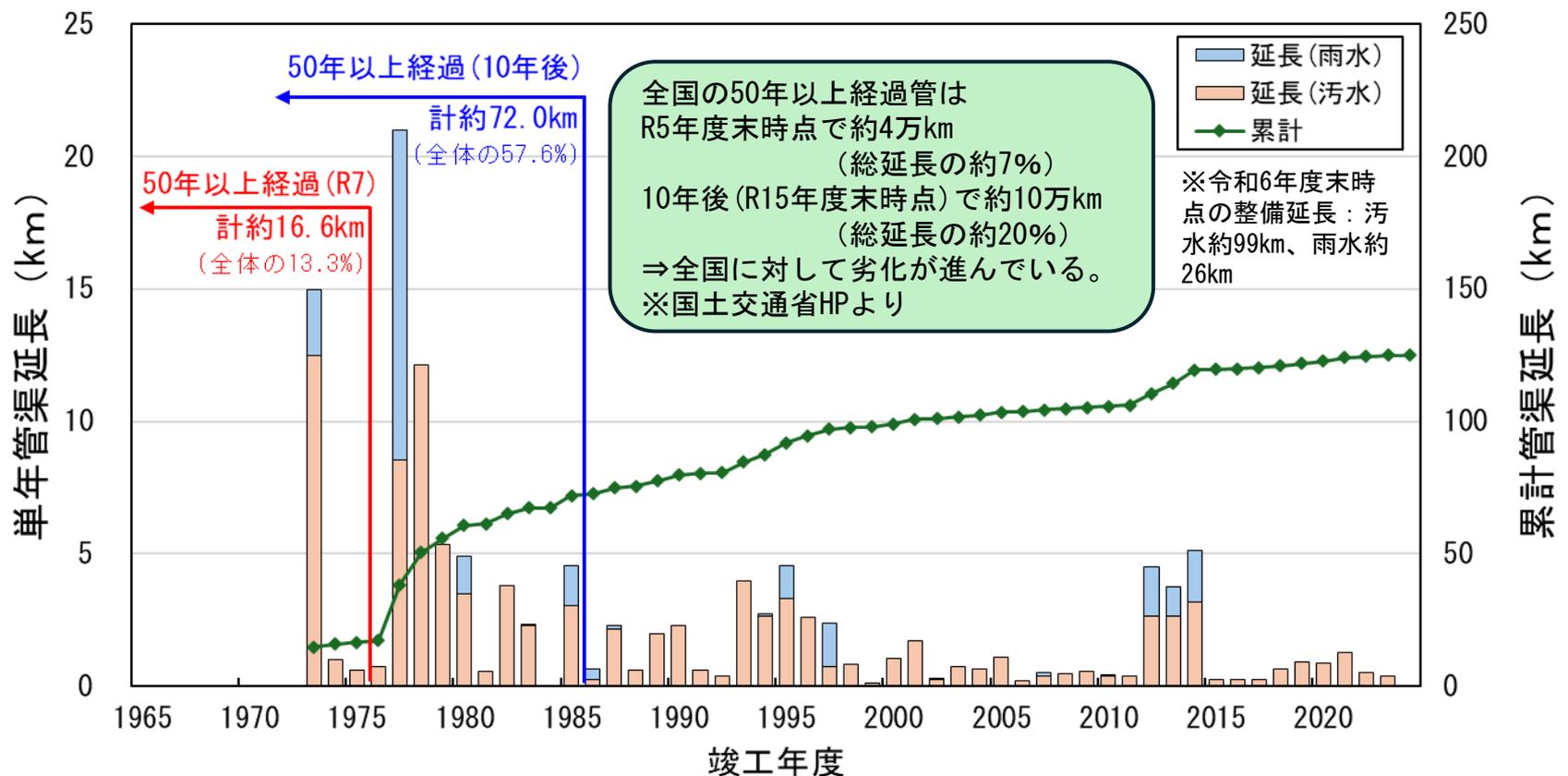
出典：「令和4年度下水道統計 公益社団法人 日本下水道協会」より  
類似自治体における執行体制の全体職員数を引用

※「令和5年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要 総務省」による類型区分【公共下水道「Cc1」】の自治体

## 2. 酒々井町における下水道事業と課題

### モノ 老朽化施設の急増（管路）

令和6年度末時点では汚水・雨水共に、経過年数が50年以上の管渠が10%ほどですが、今後10年以内に50年以上経過する管渠は50%以上となり、老朽化が進行した管路が急増します。



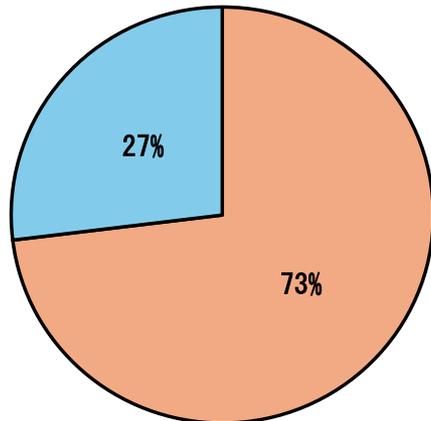
## 2. 酒々井町における下水道事業と課題

### モノ 老朽化施設の急増（施設）

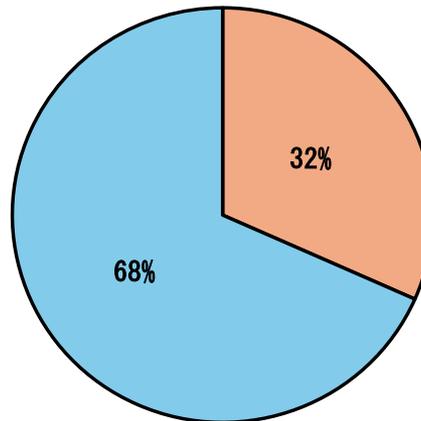
主ポンプ設備は定期的に改築を実施していますが、その他設備については改築が未実施となります。特に汚水中継ポンプ場においては、令和6年度末時点で目標耐用年数を超過した設備が約73%となります。

今後は、全てのポンプ場等施設で耐用年数を超過した資産が増加するため、計画的な改築が求められております。

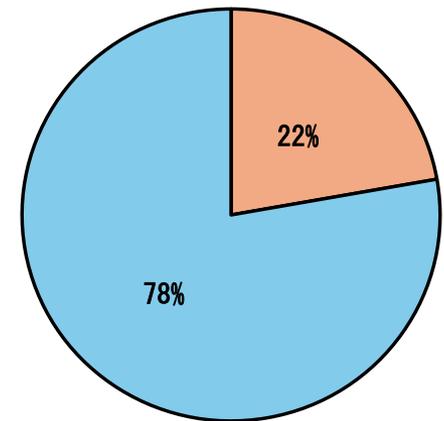
汚水中継ポンプ場



マンホールポンプ場（汚水）



マンホールポンプ場（雨水）



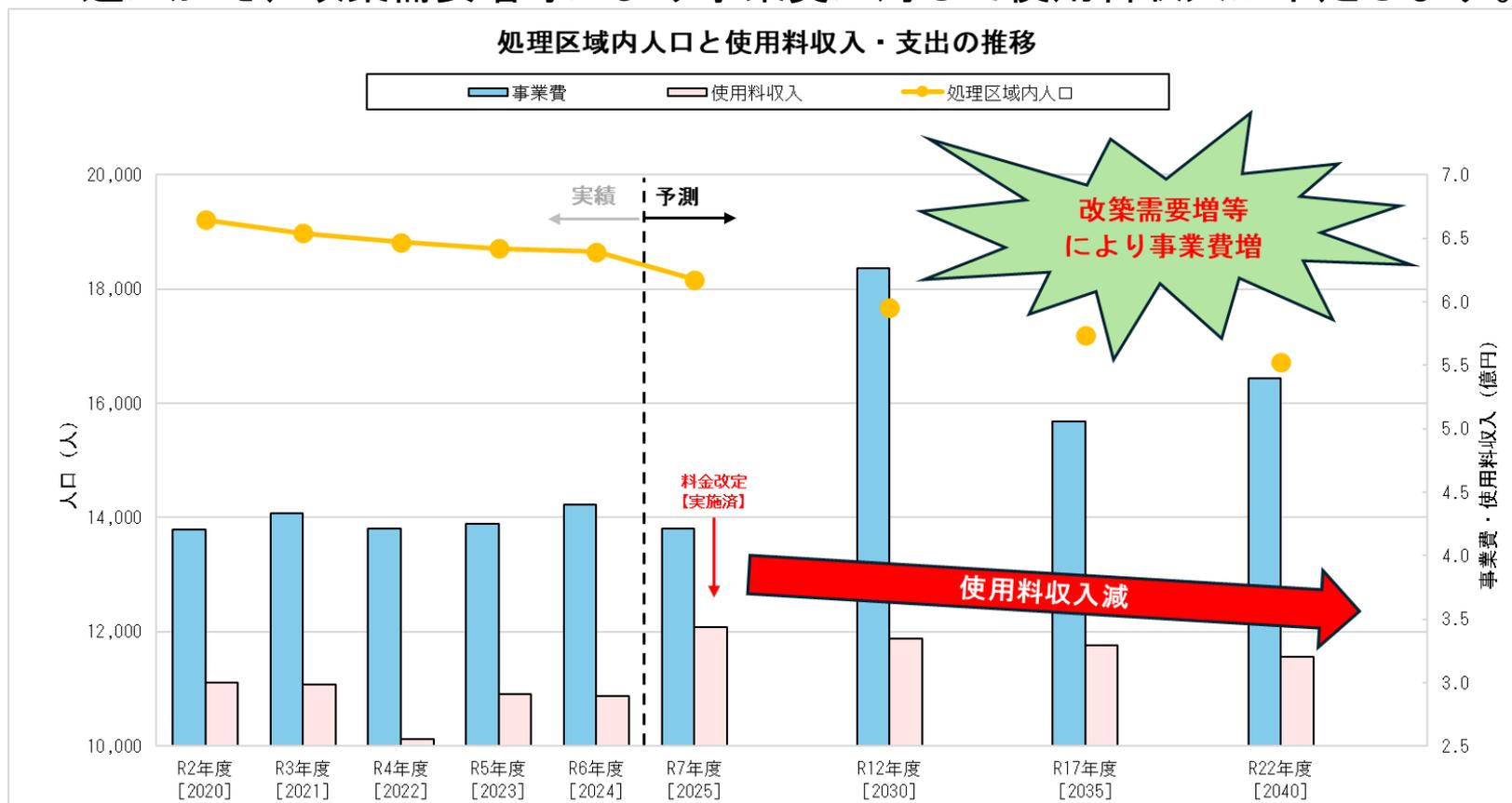
【参考】全ポンプ場等の設備点数に対する目標耐用年数超過の割合

| 工種   | 目標耐用年数超過設備 |        | 目標耐用年数未済設備 |       |
|------|------------|--------|------------|-------|
|      | 設備点数       | 割合     | 設備点数       | 割合    |
| 機械   | 19         | 36.5%  | 33         | 63.5% |
| 電気   | 25         | 40.3%  | 37         | 59.7% |
| 土木   | 2          | 25.0%  | 6          | 75.0% |
| 建築   | 10         | 83.3%  | 2          | 16.7% |
| 建築機械 | 2          | 100.0% | 0          | 0.0%  |
| 建築電気 | 4          | 100.0% | 0          | 0.0%  |

## 2. 酒々井町における下水道事業と課題

### カネ 使用料収入の不足

令和7年度の下水道使用料金の改定により使用料収入は増加しますが、令和7年度以降も使用料金改定を実施しないと、昨今の人口減少や節水型社会の推進に加え、改築需要増等により事業費に対して使用料収入が不足します。



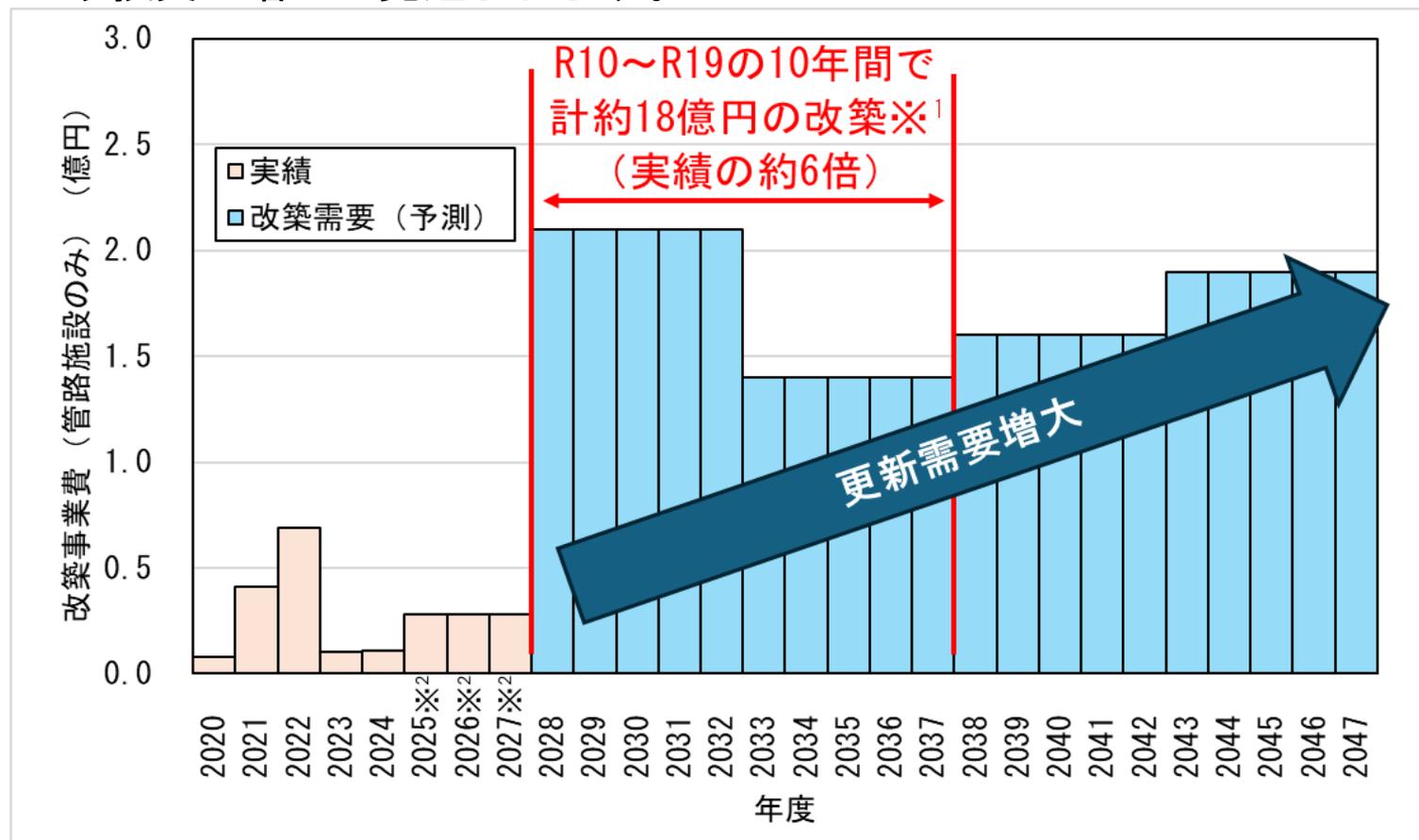
出典：「酒々井町下水道経営戦略（令和6年3月）」より

※令和7年度は下水道使用料金改定を実施済みであるが、使用料収入は現時点で未定であるため予測値を掲載している。なお、令和12年度以降も適宜下水道使用料金の改定を実施予定。

## 2. 酒々井町における下水道事業と課題

### カネ 更新需要の増大

今後、物価や労務単価等の上昇が見込まれ、管路施設の改築需要増大に伴う投資の増加が見込まれます。



※<sup>1</sup>：本町の管路施設ストックマネジメント計画より、最適改築シナリオ案から試算される年度別改築事業費を引用

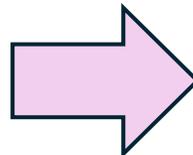
※<sup>2</sup>：2020～2024の実績の平均値を記載

## 2. 酒々井町における下水道事業と課題

### まとめ 酒々井町の課題と今後の対応方針

| 観点 | 現状分析・課題   | 今後の対応方針   |
|----|---|---|
| ヒト | <ul style="list-style-type: none"><li>・同自治体と比べ職員数が少ない</li><li>・熟練職員が5年以内退職予定</li></ul> ⇒今後増大する更新需要に対応可能な一定の下水道職員の確保や技術継承が困難         | 将来の計画的な事業執行に備えて、官民が相補的な関係において、確実な事業運営を実施              |
| モノ | <ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化管路・施設の増加</li><li>・計画的な施設改築の実施</li></ul> ⇒網羅的な改築事業の実施は様々な観点から困難であるため、維持管理を重点に置いた更新計画が必要    | 維持管理を起点とした改築更新計画に則り、適切に更新を実施<br>新設・改築計画と整合を図った維持管理の実施 |
| カネ | <ul style="list-style-type: none"><li>・行政人口の減少に伴う使用料収入減</li><li>・更新需要の増大に伴う投資額増</li></ul> ⇒使用料収入の減少や価格高騰による事業費の増大により、安定的な下水道事業運営が困難 | 適正な事業財政計画に則り、民間事業委託を活用することで業務を効率化                     |

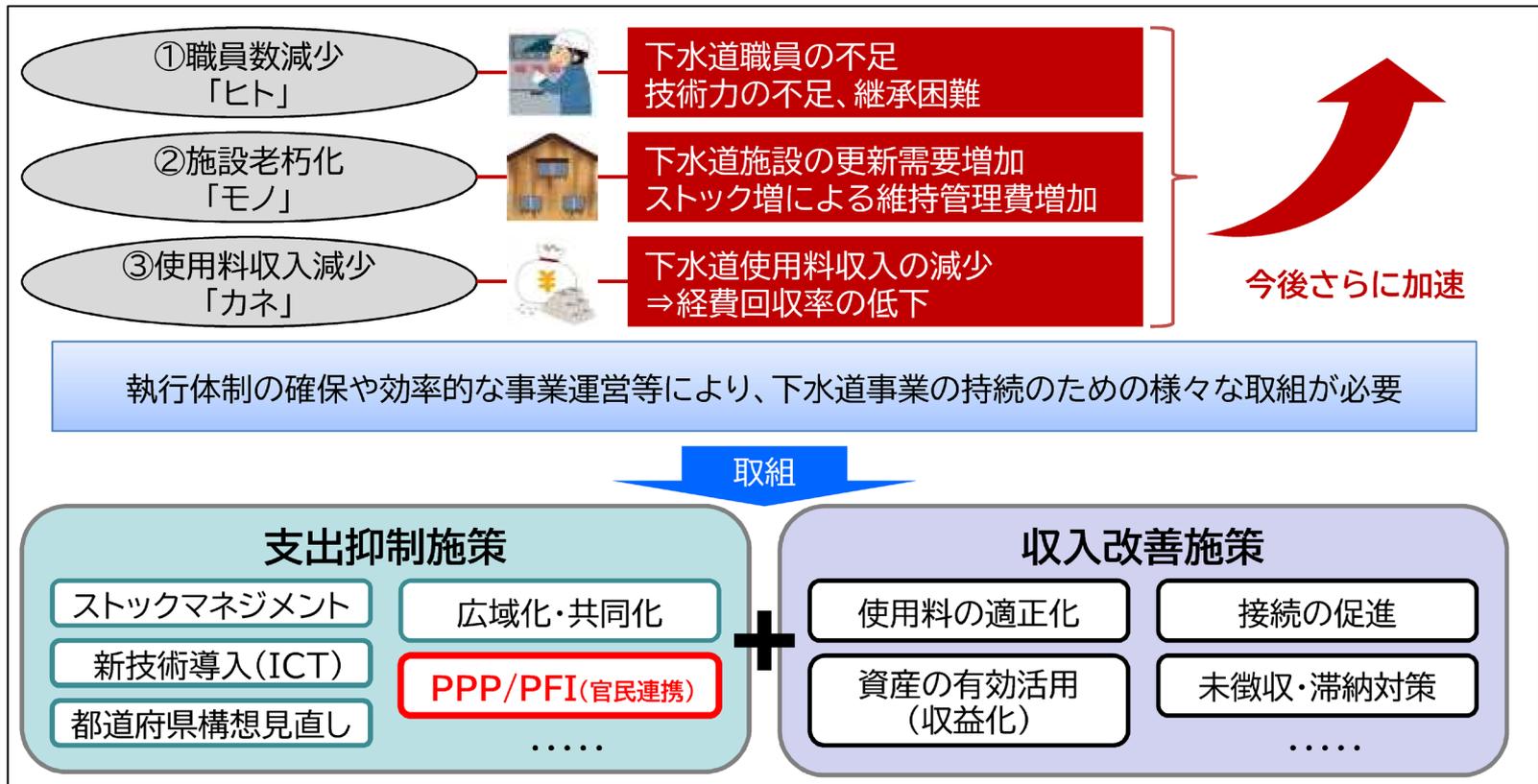
**下水道事業の課題**  
**【ヒト・モノ・カネ】**



**官民連携事業**  
**(PPP/PFI) を推進**

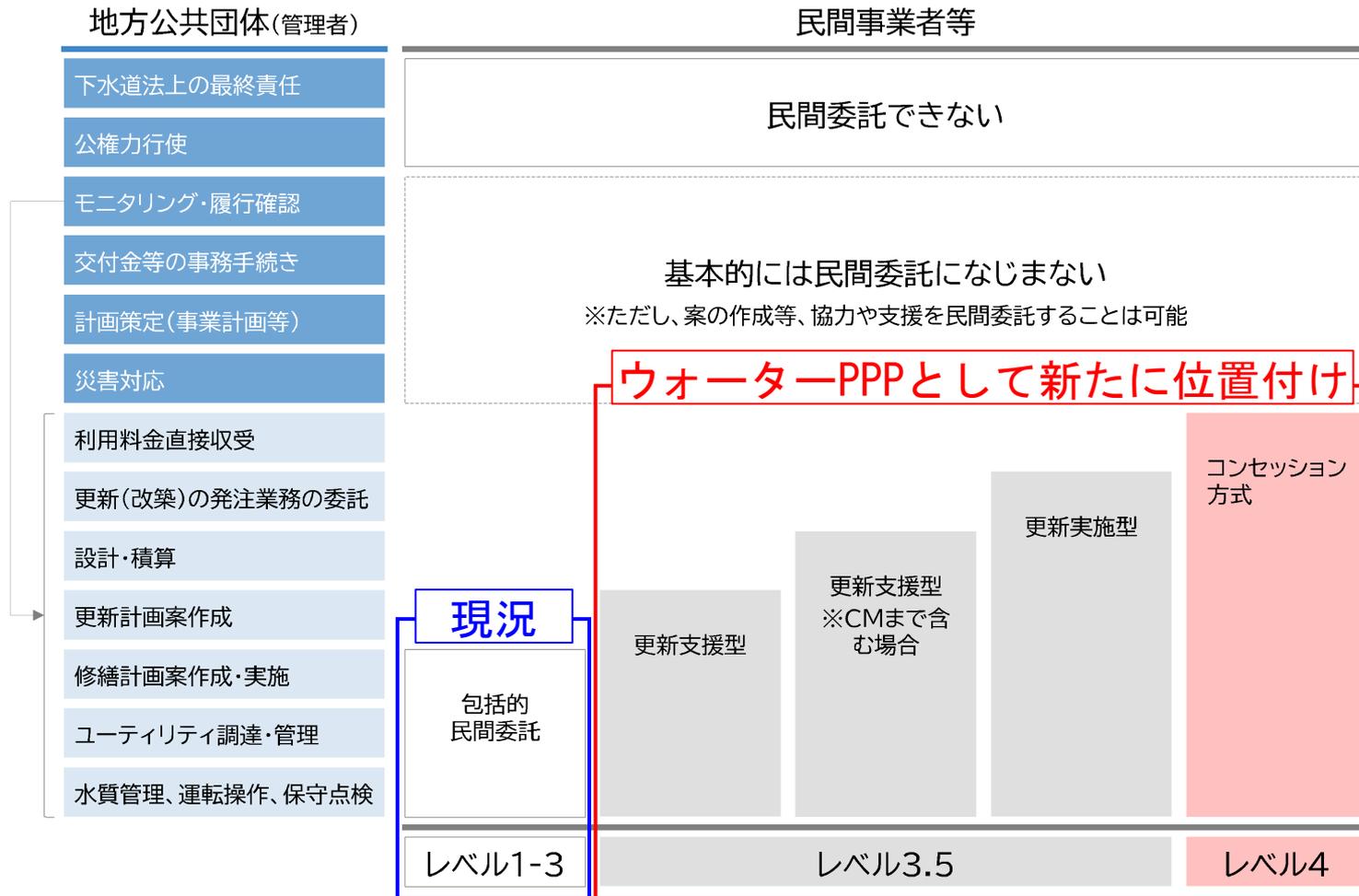
# 3. ウォーターPPPを導入する必要性について

国は下水道事業が抱える課題（ヒト・モノ・カネ）を解決するための手法の一つとして民間の創意工夫を活かし、事業の効率化を向上させることができる官民連携事業（PPP/PFI）の推進を提示しています。また、地方公共団体において、それぞれの経営課題や地域の実情をしっかりと分析し、様々な解決策と共に PPP/PFI についても検討し、官と民の最適な関係を模索したうえで、PPP/PFI が有効と判断したうえで導入することが重要としています。



# 3. ウォーターPPPを導入する必要性について

国は令和5年度の「PPP/PFI推進アクションプラン」において、下水道事業の官民連携のレベルアップとして新たに「**ウォーターPPP**」を位置付けました。ウォーターPPPは、コンセッション方式（レベル4）と管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称となります。



出典：「下水道事業におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月）」

# 3. ウォーターPPPを導入する必要性について

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、段階的に移行するための方式です。また、レベル3.5は、下記に示す**4要件**を満たす必要があります。

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

- ①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

**4要件**

## 概要とポイント・留意点

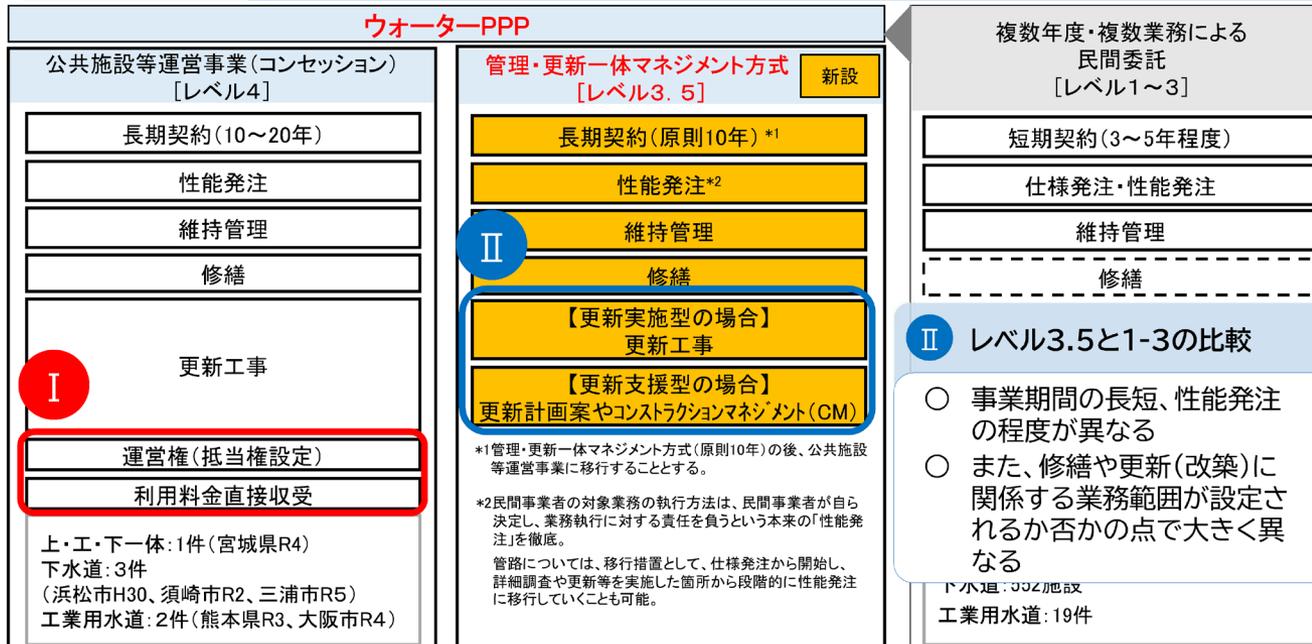
○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

### I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

### レベル3.5の4要件の趣旨

②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す



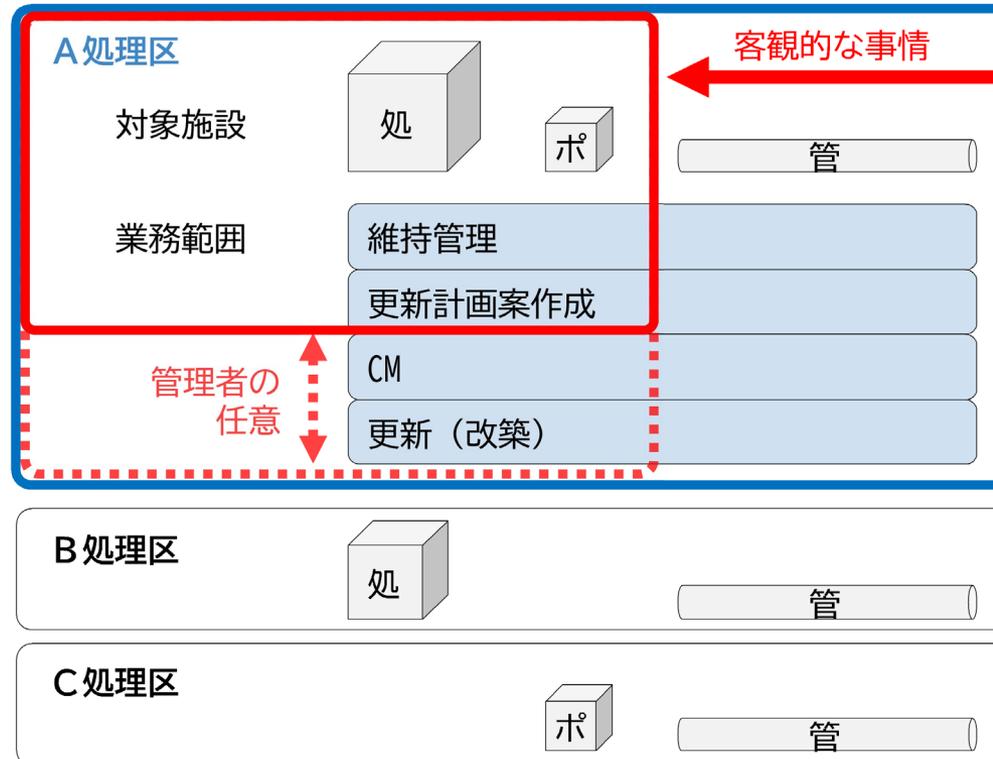
# 3. ウォーターPPPを導入する必要性について

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の検討を進める際には、少なくとも一つの処理区を選択（管理者の任意）し、管路施設・ポンプ場等のすべての施設\*を対象とする必要があります。

※対象施設を限定する場合は客観的情報に基づいた説明が必要

客観的な情報例：導入可能性調査（FS）やマーケットサウンディング（MS）の結果や経過、外部有識者による意見、VFMの結果等

：導入検討開始時点 ：入札・公募開始時点 【イメージ】  
地方公共団体（管理者） 任意にA処理区を選択



# 3. ウォーターPPPを導入する必要性について

国は令和9年度以降の污水管の改築に係る国費支援に関して、WPPP導入が決定済みであることを要件化（緊急輸送道路等の耐震化は除く）しております。したがって、ウォーターPPPを導入しない場合、適切な国費支援を受けられず、本町の負担が増加することから、**早期の官民連携事業の導入検討が必要**となります。

※レベル3.5の場合、当該事業に関する入札・公募を令和8年度までに開始することで要件化を充足

## PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

## 概要とポイント・留意点

### 交付金等要件化の概要

- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募が開始されたこと
- 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化は、交付金等要件化の対象外

### 上記の補足等

- 本GLでは、「ウォーターPPP導入を決定済み」=交付金等要件化の要件(充足)と表現し、レベル3.5の4要件とは区別して解説
- レベル3.5の場合、導入済みまでは不要だが、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で交付金等要件化の要件充足 ※この趣旨から、例えば、入札・公募以外の民間事業者の選定等の場合、契約締結時点で交付金等要件化の要件充足
- コンセッション方式の場合、議会議決が必要なことから、実施方針の公表時点で交付金等要件化の要件充足
- 「令和9年度以降に要件化」について、交付金等要件化の要件充足と、具体的な国費支援の関係は以下のとおり
  - ※ 例えば、令和9年度当初予算の交付金等を受けるには、令和8年度(R9.3.31)までに要件充足が必要
  - ※ 例えば、(令和9年度の交付金等は不要で、)令和10年度当初予算から交付金等を受けるには、令和9年度までに要件充足が必要
  - ※ 例えば、(令和10年度までの交付金等は不要で、)令和11年度当初予算から交付金等を受けるには、令和10年度までに要件充足が必要
- 交付金等要件化の対象外=要件充足なくして令和9年度以降の污水管改築の交付金等を受けられる

# 3. ウォーターPPPを導入する必要性について

国費支援は污水管の改築に係るものであり、「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」、個別補助金等が該当します。よって、改築そのものだけでなく、ストックマネジメント計画や総合地震対策計画の策定や調査・診断費用も対象となります。本町においても、今後污水管の老朽化が進行するため、計画的な改築を実施する必要があるため、国費支援が必須となります。

## 交付金等要件化の対象

○ 交付金等要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」

※ 交付金等要件化の対象となる交付金等(国費支援)は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金(下水道事業費、下水道防災事業費)を想定

### 「污水管の改築に係る国費支援」の「污水管」とは？

○ 「污水管」は、「下水道施設の改築について」(令和4.4.1国水下水道第67号下水道事業課長通知)の別表(1.土木建築・付帯設備)で大分類が「管路施設」の範囲

※ 別表2.機械設備、3.電気設備の改築は交付金等要件化の対象外

- ※ 「処理場」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「ポンプ場」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「マンホールポンプ」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「送泥管」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「合流管」の改築は交付金等要件化の対象か？ → ○ (対象)

| 大分類            | 中分類               | 小分類          |
|----------------|-------------------|--------------|
| 管路施設           | 管 ぎ よ<br>(マンホール間) | 鉄筋コンクリート     |
|                |                   | 遠心力鉄筋コンクリート  |
|                |                   | 陶            |
|                |                   | 硬質塩化ビニル      |
|                |                   | FRPM         |
|                |                   | 鋳 鉄          |
|                |                   | ダグタイル 鋳鉄     |
|                |                   | 鋼            |
|                |                   | コンクリート       |
|                |                   | レジンコンクリート    |
|                | 樹                 | コンクリート       |
|                |                   | 硬質塩化ビニル      |
|                |                   | 硬質塩化ビニル      |
|                | 取 付 管             | 陶            |
|                |                   | 遠心力鉄筋コンクリート  |
|                | マンホール             | 本体(コンクリート製)  |
|                |                   | 本体(硬質塩化ビニル製) |
| 本体(レジンコンクリート製) |                   |              |
| 鉄蓋(車道部)        |                   |              |
| 共 通            | 鉄蓋(その他)           |              |
|                | 内部防食              |              |

### 「污水管の改築に係る国費支援」の「改築に係る国費支援」とは？

○ 「污水管の『改築』に係る国費支援」が交付金等要件化の対象であり、例えば、污水管の新設(未普及対策)等は交付金等要件化の対象外

※ スtockマネジメント計画上の管路、総合地震対策計画上の管路の「改築」も交付金等要件化の対象(ただし、総合地震対策計画上の緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化のみ例外)

※ 污水管に係るストックマネジメント計画や総合地震対策計画の策定や調査・診断の費用は交付金等要件化の対象

(参考)レベル3.5の対象施設・業務範囲として交付金等を受ける污水管改築が設定される必要はあるか？

○ 必要はない

### 3. ウォーターPPPを導入する必要性について

ウォーターPPPの受託者としては、単独の民間事業者等、JV、SPC等の新会社の設立が考えられます。

JV（共同企業体）とは、複数の事業者が共同で事業を実施することに合意して結合した事業組織体のことを指します。

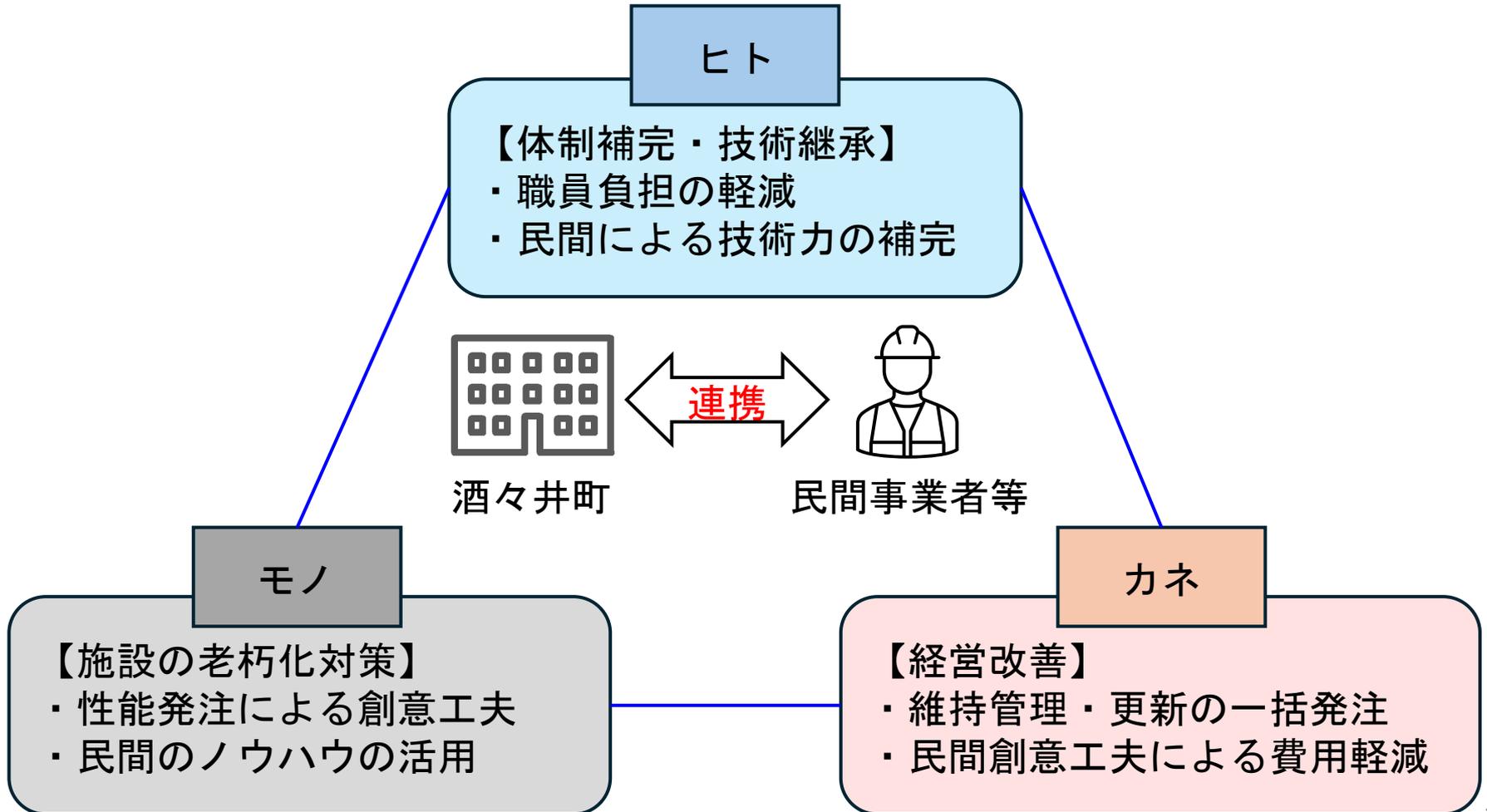
SPCとは、事業を行うために設立された事業会社のことを指します。

|          | 単独の民間事業者等  | JV  | SPC等の<br>新会社の設立  |
|----------|--|---|--|
| 類型       |  |   |  |
| 効果・メリット  | —  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一体的な事業実施</li> <li>●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能</li> </ul>      |
| 留意点・ポイント | <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と更新関係)を一者で対応できる民間事業者等は限られる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一体的な事業実施の観点を考慮</li> <li>●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新会社の設立や運営等の負担が大きい</li> <li>●官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある</li> </ul> |

# 3. ウォーターPPPを導入する必要性について

## まとめ 酒々井町が期待するウォーターPPP導入効果

官民連携により、町の体制補完と技術継承とを両立する他、維持管理情報を活用した効率的な改築及び事業運営を期待しております。



# 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

本町では、下水道事業における課題への対応として、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）を導入する方針です。

| ウォーターPPP  |  |
|---|--|
| <b>公共施設等運営事業(コンセッション)</b><br>[レベル4]   | <b>管理・更新一体マネジメント方式</b><br>[レベル3.5] <span style="float: right;">新設</span>   |
| 長期契約(10~20年)  | 長期契約(原則10年)*1  |
| 性能発注  | 性能発注*2   |
| 維持管理  | 維持管理   |
| 修繕  | 修繕   |
| 更新工事  | 【更新実施型の場合】<br>更新工事   |
| 運営権(抵当権設定)  | 【更新支援型の場合】<br>更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)  |
| 利用料金直接收受  |  |
| 上・工・下一体: 1件(宮城県R4)<br>下水道: 3件<br>(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)<br>工業用水道: 2件(熊本県R3、大阪市R4) | <p>*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。</p> <p>*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。</p> <p>管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。</p> |
|   | <b>本町が目指す官民連携事業</b>  |

# 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

本町では、ウォーターPPPの検討を進めるにあたっては、**町内全域（印旛処理区）**を対象とする方針です。また、管路施設とポンプ場等の施設の全ての施設を対象とする方向で検討中です。

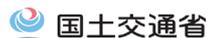
**対象  
区域**

**町内全域**

**対象  
施設**

**管路施設 + ポンプ場施設  
(MP場含む)**

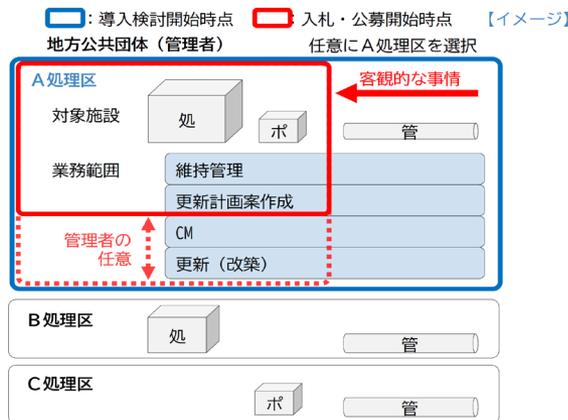
## 基礎編「第3章」3.1 対象施設・業務範囲の設定の考え方



○ まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

- 一般論として、事業規模が大きいかほど期待しうる効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる
- このため、少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務(以下「すべての施設等」という。)を念頭に、導入検討を開始する必要がある
- 入札・公募の開始(書類要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 「管理者の任意」部分の情報収集、「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン基礎編(4.1、4.2)を参照

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)



アンケートにて対象施設の設定について質問を掲載しておりますので、ご回答をお願いいたします。

出典：「下水道事業におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月）」

## 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について、契約期間は、「**原則10年**」とあることから、10年とする方針とします。

契約  
期間

10年間



### 基礎編「第2章」2.1 要件①長期契約(原則10年)

○ 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする。**

- 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定される例外は次の通り
- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整  
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
  - レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
  - 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
  - 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合（詳細は、本ガイドライン実施編第2章を参照されたい。）

## 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について、性能発注は原則実施とあるため、管路施設は可能な範囲での性能発注、ポンプ場等の施設は性能発注とする方向で検討中です。

発注  
方式

### 性能発注を原則とする

| 仕様発注（従来型）                              | 性能発注  |
|--|---|
| 発注者が詳細に使用を想定し、受注者は想定された仕様に忠実に業務を実施する方式 | 発注者が必要な性能指標を示し、受注者はそれを達成するために業務を実施する方式（詳細は受注者側で決定できる） |

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

○ 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

※ 性能規定の例 管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。）

#### 概要とポイント・留意点

#### 性能発注の考え方（総論）

○ 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定と、これらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担（役割・責任・費用・損害分担等）が重要

※ 性能規定の記載ぶりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点

# 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について、更新実施型、更新支援型は任意に設定が可能であることから、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」とする方向で検討中です。

PPP/  
PFI手法

更新実施型

## レベル3.5の要件③維持管理と更新の一体マネジメント 国土交通省

この要件を充足しうる募集要項等の記載のイメージ

- 「更新実施型」と「更新支援型」は、募集要項等(契約書や要求水準書を含む)の業務範囲の設定が異なる
- 維持管理(修繕を含む)から更新計画案作成までは同一であり、改築(の発注)の有無が異なる ※管理者の任意

| 更新支援型   | 更新実施型   |
|---|---|
| <p>■ 対象施設 <span style="float: right;">【イメージ】</span></p> <p>本業務の対象となる施設は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 処理場 (xx浄化センター)</li> <li><input type="checkbox"/> ポンプ場 (xx中継センター)</li> <li><input type="checkbox"/> 管路施設 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)</li> </ul> <p>■ 業務範囲</p> <p>本業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 対象施設の維持管理(維持、修繕)</li> <li><input type="checkbox"/> 対象施設の更新計画案作成</li> </ul> <p>[ <input type="checkbox"/> 対象施設のコンストラクションマネジメント(CM) ] ※含む場合</p> | <p>■ 対象施設 <span style="float: right;">【イメージ】</span></p> <p>本業務の対象となる施設は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 処理場 (xx浄化センター)</li> <li><input type="checkbox"/> ポンプ場 (xx中継センター)</li> <li><input type="checkbox"/> 管路施設 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管)</li> </ul> <p>■ 業務範囲</p> <p>本業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 対象施設の維持管理(維持、修繕)</li> <li><input type="checkbox"/> 対象施設の更新計画案作成</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 対象施設の改築(の発注)</p> |
| <p>■ 事業期間</p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>   | <p>■ 事業期間</p> <p>令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。</p>   |

24

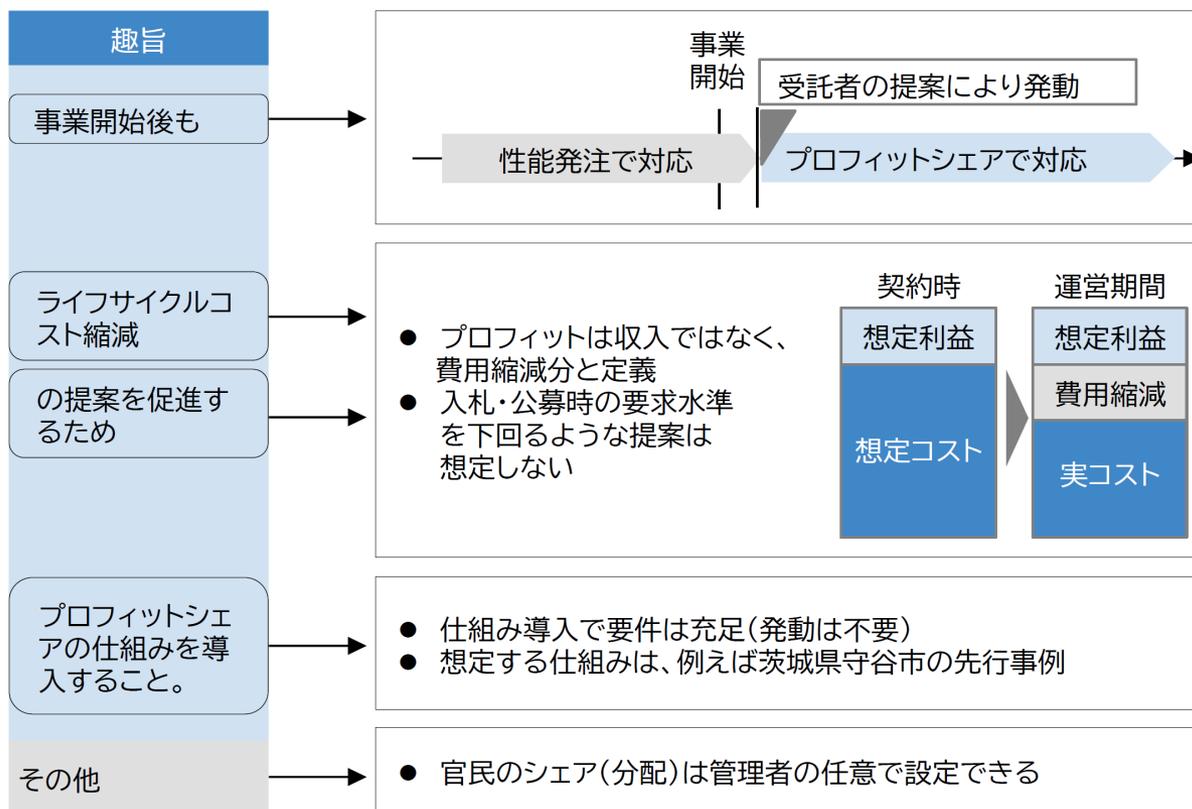
# 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について、プロフィットシェアは先行的な事例が少ないことから、国のガイドラインや他都市事例を踏まえつつ、マーケットサウンディングによる民間事業者からの意見を参考にして導入する方針とします。

**プロフィット  
シェア**

## 仕組みを導入 する予定

※今後策定される国のガイドライン等を踏まえて比率や内容を検討



## 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

### 現時点での導入予定事業概要

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 官民連携方式    | 管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）<br>（更新実施型） |
| 対象期間      | 10年間（令和10年度～令和19年度）                |
| 対象事業      | 公共下水道事業                            |
| 対象区域      | 全ての区域                              |
| 対象施設      | 管路施設、汚水中継ポンプ施設、マンホールポンプ施設          |
| 対象業務      | 施設の維持管理・更新、住民対応業務等の委託              |
| プロフィットシェア | 仕組みを導入する予定                         |

## 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

現時点では、次の施設を検討対象としていますが、今後の検討の中で、具体的に数量を決定します。

### 【対象施設一覧】

| 事業    | 管理区分      | 施設名称     | 数量    | 摘要      |
|-------|-----------|----------|-------|---------|
| 公共下水道 | 管路施設      | 污水管      | 約99km | 計約125km |
|       |           | 雨水管      | 約26km |         |
|       | ポンプ施設（污水） | 汚水中継ポンプ場 | 3箇所   |         |
|       |           | マンホールポンプ | 16箇所  |         |
|       | ポンプ施設（雨水） | マンホールポンプ | 3箇所   |         |

## 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

現時点では、次の業務を検討対象としていますが、今後の検討の中で、具体的な業務内容を決定します。

### 【対象業務一覧】

| 分類     |                           | 工種        | 管路施設        | ポンプ場<br>マンホールポンプ場 |   |
|--------|---------------------------|-----------|-------------|-------------------|---|
| 管理保全業務 | 計画的業務                     | 点検        | ○           | ○                 |   |
|        |                           | 調査        | ○           | ○                 |   |
|        | 運転管理業務                    | 運転管理      | -           | ○                 |   |
|        |                           | ユーティリティ調達 | -           | ○                 |   |
|        | 住民対応等業務<br>※住民対応・事故<br>対応 | 現地確認      | ○           | ○                 |   |
|        |                           | 住民対応      | ○           | ○                 |   |
|        |                           | 清掃        | ○           | ○                 |   |
| 修繕     |                           | ○         | ○           |                   |   |
|        | 用地管理（除草等）                 | ○         | ○           |                   |   |
| 改築業務   | 設計業務                      | 調査        | ○           | ○                 |   |
|        |                           | 設計        | ○           | ○                 |   |
|        | 改築工事                      | 工事        | ○           | ○                 |   |
| 計画策定   | ストックマネジメント関連              | 実施方針      | ○           | ○                 |   |
|        |                           | 実施<br>計画  | 点検・調査<br>計画 | ○                 | ○ |
|        |                           |           | 修繕・改築<br>計画 | ○                 | ○ |
| 統括管理   | 統括管理                      | 一元的管理     | ○           | ○                 |   |

## 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

### 【対象業務内容（管理保全業務）】

| 分類            |             | 対象業務          | 対象施設                | 想定数量※1<br>(10年計) | 業務内容     |
|---------------|-------------|---------------|---------------------|------------------|----------|
| 管理保<br>全業務    | 計画的業務       | 点検            | マンホール蓋              | 900基程度           | マンホール蓋点検 |
|               |             |               | 汚水中継ポンプ場            | 延べ約600回          | 保守点検     |
|               |             |               | マンホールポンプ            | 延べ約2000回         | 保守点検     |
|               |             | 調査            | 管渠                  | 約21km            | TVカメラ調査  |
|               |             |               | マンホール               | 約720箇所           | 目視調査     |
|               |             |               | 汚水中継ポンプ場            | 延べ30回            | ポンプ引上点検等 |
|               | 運転管理業務      | 運転管理          | マンホールポンプ            | 延べ190回           | ポンプ引上点検等 |
|               |             |               | 汚水中継ポンプ場            | 延べ720回           | 機器運転操作   |
|               |             | ユーティリティ<br>調達 | マンホールポンプ            | 延べ約2000回         | 機器運転操作   |
|               | 住民対応等業<br>務 | 清掃            | 汚水中継ポンプ場            | 延べ30回            | 消耗品交換、補充 |
|               |             |               | マンホールポンプ            | 延べ190回           | 消耗品交換、補充 |
|               |             |               | 管路施設                | 40件              | 管路内清掃    |
|               |             | 修繕            | 汚水中継ポンプ場            | 延べ720回           | 槽内清掃等    |
|               |             |               | マンホールポンプ            | 延べ約2000回         | 槽内清掃等    |
| 管路施設          |             |               | 60件                 | 陥没箇所改修等          |          |
| 用地管理<br>(除草等) |             | 汚水中継ポンプ場      | 10件                 | ポンプ等修繕           |          |
|               |             | マンホールポンプ      | 20件                 | ポンプ等修繕           |          |
|               | 管路施設        | 60件           | 調整池管理業務<br>排水路浚渫業務等 |                  |          |
|               |             | 汚水中継ポンプ場      | 20回                 | 中継ポンプ場剪定<br>・除草  |          |

※1：直近の実績及びストックマネジメント計画から見込まれる数量であり、今後若干変動する可能性があります。

## 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

### 【対象業務内容（改築業務・計画策定）】

| 分類                   |                        | 対象業務            |                              | 対象施設                                  | 想定数量<br>(10年計)    | 業務内容                |
|----------------------|------------------------|-----------------|------------------------------|---------------------------------------|-------------------|---------------------|
| 改築<br>業務             | 設計業務                   | 調査              |                              | 管路施設                                  | 今後策定する<br>改築計画による | 測量調査・土質調査           |
|                      |                        | 設計              |                              | 管路施設<br>-----<br>汚水中継ポンプ場<br>マンホールポンプ | 今後策定する<br>改築計画による | 改築詳細設計              |
|                      | 改築工事                   | 改築工事            |                              | 管路施設                                  | 約18億円※1           | 改築工事                |
| 汚水中継ポンプ場<br>マンホールポンプ |                        |                 |                              | -----<br>検討中※2                        | 改築工事              |                     |
| 計画<br>策定             | ストック<br>マネジメント計画<br>策定 |                 | 実施方針                         |                                       | 一式                | 実施方針の見直し            |
|                      | 実施<br>計画               | 点検・<br>調査<br>計画 | 管路施設<br>汚水中継ポンプ場<br>マンホールポンプ | 実施計画                                  |                   | 実施計画（5ヵ年×2<br>期）の策定 |
| 修繕・<br>改築<br>計画      |                        |                 |                              |                                       |                   |                     |

※1：ストックマネジメント計画から見込まれる数量であり、今後の改築計画の変更により変動する可能性があります。

※2：ポンプ場関連はストックマネジメント計画策定中であり、現在試算中です。

## 4. 酒々井町の導入検討方針（案）

### 【対象業務内容（統括管理）】

| 分類   | 対象業務  | 対象施設                         | 想定数量<br>(10年計) | 業務内容                                 |
|------|-------|------------------------------|----------------|--------------------------------------|
| 統括管理 | 総合窓口※ | 管路施設<br>汚水中継ポンプ場<br>マンホールポンプ | 一式             | 各業務の一元的な窓口                           |
|      | 各種届出  |                              |                | 業務計画書、施工計画書、道路使用許可等                  |
|      | 技術管理  |                              |                | 品質管理、出来形管理、工程管理、審査・検査、セルフモニタリング、定例会議 |
|      | 教育・訓練 |                              |                | 安全訓練、業務従事者への指導                       |
|      | 報告書作成 |                              |                | 日報、週報、月報、年間報告書、全体報告書                 |
|      | その他   |                              |                | 業務総括、次期への提案、業務の引継ぎ                   |

※ここでいう総合窓口とは、住民対応用ではなく町と受託者間の連絡窓口を指す。

## 5. マーケットサウンディング（MS）について

対象施設や業務範囲の設定は、客観的な情報（マーケットサウンディング等）に基づいて実施する必要があります。

本町においては、対象施設や業務範囲、4要件などに関するマーケットサウンディングを実施し、その結果を参考に事業スキームを決定とします。

### 概要とポイント・留意点

- 対象施設や業務範囲の設定等に際し、「管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要」が発生する場合がある。
- 管理者が、対外的に説明できる(準備をしておく)ことが必要である(形式等は問わない)。

### 客観的な情報(一例)

- 導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の結果や経過
- 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
- VFMの結果

### 客観的な情報には該当しない例

- 既存の経営戦略やストックマネジメント計画等
- 首長、議会、議員等の意向
- 職員の雇用を守る、職員の削減を回避する等の事情
- 国費の要望額に対して、内示額が少なかった等の事情

出典：「下水道事業におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版（令和6年11月）」

## 5. マーケットサウンディング（MS）について

### マーケットサウンディングの概要

実施対象：下水道関連民間事業者

実施期間：令和7年12月1日～令和7年12月12日

設問内容：①WPPPに対する参入形態・参入意欲  
②本町及び本町以外での業務実績  
③WPPP導入の対象とする施設・業務について  
④WPPPの認知度・4要件の考え方 等

回答方法：Excel形式の調査票をメールにより回答

回答先：gesui@town.shisui.chiba.jp（酒々井町上下水道課 工務班）

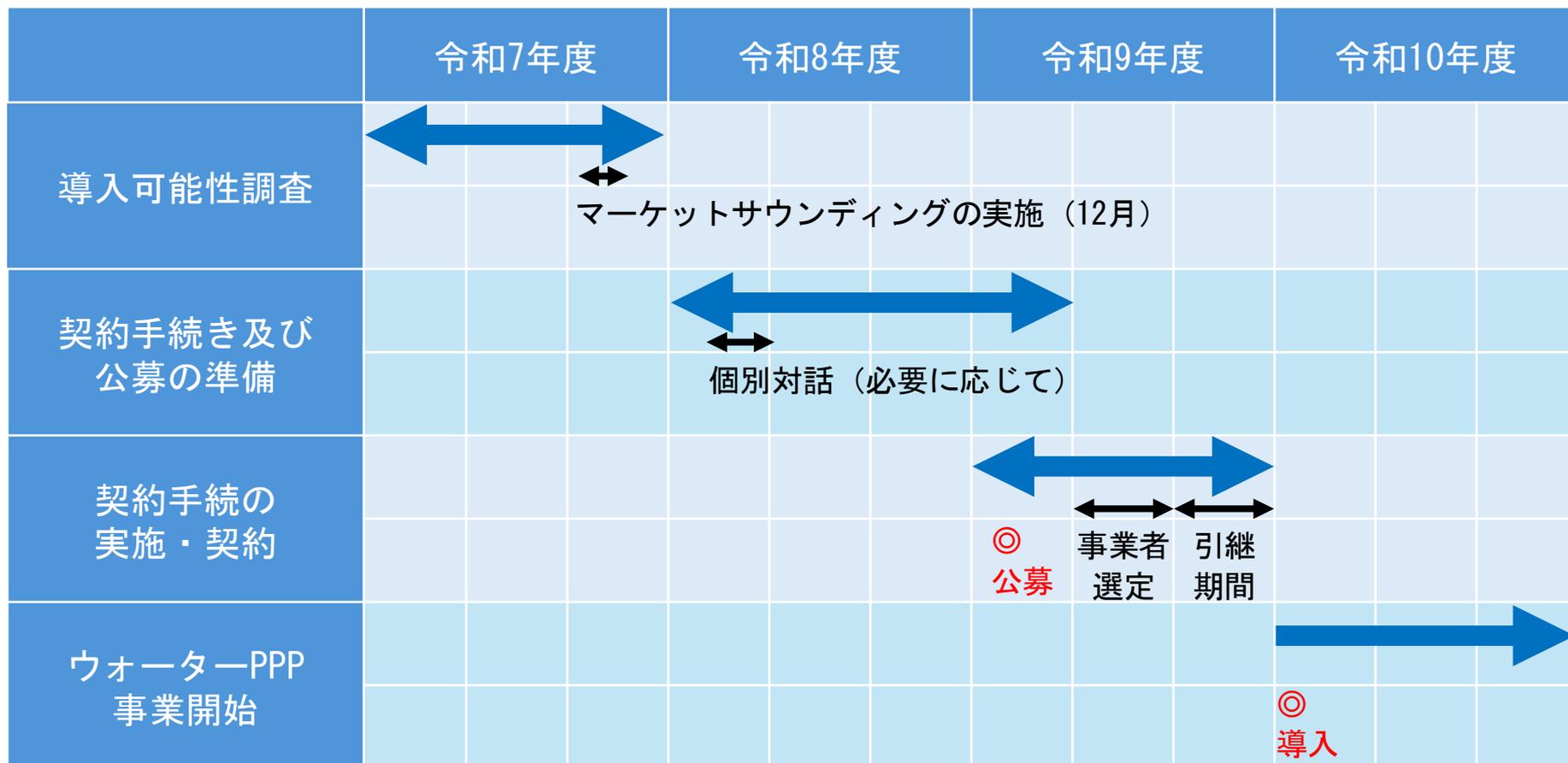
### マーケットサウンディングの実施スケジュール

| 日程         | 実施内容          |
|------------|---------------|
| 令和7年12月1日  | アンケートの掲載（町HP） |
| 令和7年12月12日 | アンケート提出期限     |
| 令和8年1月上旬予定 | アンケート結果の公表    |

# 6. 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについては、概ね以下に示すとおりとしていますが、変更する場合があります。

## 今後のスケジュール（案）



説明内容及びマーケットサウンディングについて、不明点・疑問点等ある場合は、以下の担当までご連絡ください。

■お問い合わせ先■

〒285-8501千葉県印旛郡酒々井町尾上194-1

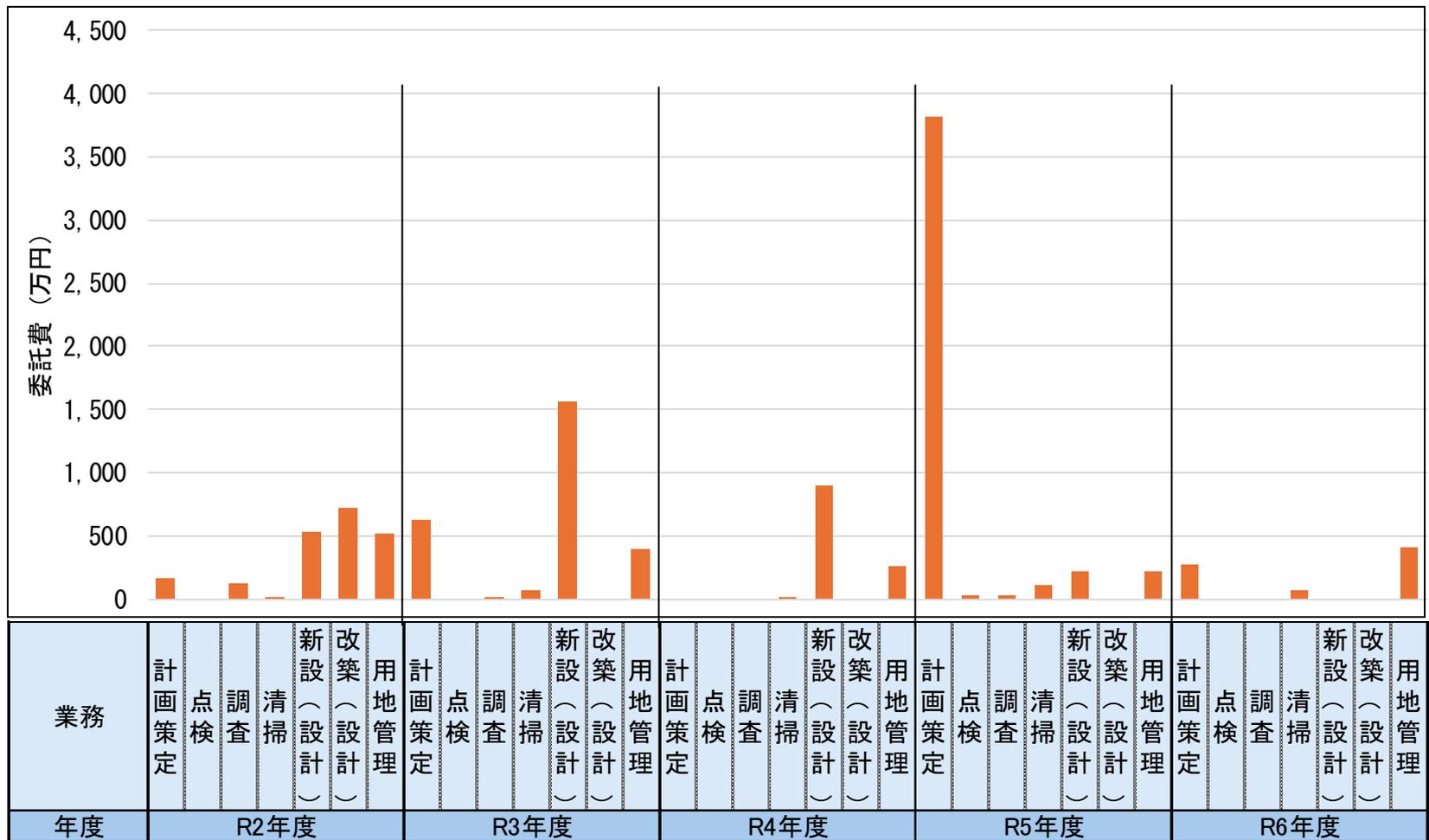
酒々井町役場 上下水道課 工務班

TEL : 043-496-7725 (代表)

E-mail : gesui@town.shisui.chiba.jp

# 参考：現状の発注状況

## 直近5カ年の委託状況



# 参考：現状の発注状況

直近5カ年の請負工事発注状況

